

第3表 職種別、企業規模別 平均年齢及び平均給与月額

(事務関係職種)

職 種	規 模 計				1,000 人 以上				平均年齢
	平均年齢	きまって支給する給与	うち時間外手当	所定内給与	平均年齢	きまって支給する給与	うち時間外手当	所定内給与	
	歳	円	円	円	歳	円	円	円	歳
支 店 長	52.4	875,306	2,386	872,920	52.7	889,721	2,613	887,108	49.1
事 務 部 長	51.4	775,416	6,740	768,676	51.3	827,788	7,672	820,116	51.9
事 務 部 次 長	51.8	679,943	3,296	676,647	52.1	735,987	2,250	733,737	51.1
事 務 課 長	48.0	659,967	17,395	642,572	47.9	686,574	18,951	667,623	48.4
事 務 課 長 代 理	44.1	566,471	100,958	465,513	43.6	594,307	115,074	479,233	45.9
事 務 係 長	43.7	499,808	72,230	427,578	43.9	538,892	80,912	457,980	43.4
事 務 主 任	40.3	433,263	66,784	366,479	40.0	453,278	73,374	379,904	40.7
事 務 係 員	35.7	358,244	50,791	307,453	35.4	371,663	55,946	315,717	36.1

(注)1 \*印のあるものは、調査実人員が20人以下であることを示す。  
 2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

(技術関係職種)

職 種	規 模 計				1,000 人 以上				平均年齢
	平均年齢	きまって支給する給与	うち時間外手当	所定内給与	平均年齢	きまって支給する給与	うち時間外手当	所定内給与	
	歳	円	円	円	歳	円	円	円	歳
工 場 長	54.4 *	770,840	0	770,840	56.2 *	872,750	0	872,750	52.0
技 術 部 長	51.4	730,199	4,783	725,416	52.6	768,450	1,659	766,791	49.7
技 術 部 次 長	51.0	657,719	8,232	649,487	52.6	744,297	2,731	741,566	49.3
技 術 課 長	48.5	639,517	11,057	628,460	49.3	650,681	7,777	642,904	46.6
技 術 課 長 代 理	44.8	525,504	68,853	456,651	44.5	545,478	78,821	466,657	45.5
技 術 係 長	44.9	501,556	79,393	422,163	46.7	543,227	78,722	464,505	43.4
技 術 主 任	39.4	414,904	69,342	345,562	40.3	437,597	78,756	358,841	39.4
技 術 係 員	34.3	362,693	54,222	308,471	36.0	384,357	55,754	328,603	32.9

(注)1 \*印のあるものは、調査実人員が20人以下であることを示す。  
 2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

100 人 以上 1,000 人 未 満				50 人 以上 100 人 未 満				備 考
きまって支給する給与	うち時間外手当	所定内給与	平均年齢	きまって支給する給与	うち時間外手当	所定内給与	平均年齢	
(A)	(B)	(A-B)	歳	(A)	(B)	(A-B)	歳	
723,858	0	723,858	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長
689,986	5,218	684,768	49.0	764,512	6,553	757,959	49.0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
561,188	5,443	555,745	50.1	695,225	3,977	691,248	50.1	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
573,165	11,991	561,174	46.4	646,303	19,986	626,317	46.4	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
461,549	48,168	413,381	43.4	440,093	29,724	410,369	43.4	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職(課長-係長間)
450,371	62,278	388,093	44.4	445,158	48,497	396,661	44.4	係の長及び係長級専門職
405,484	58,259	347,225	40.7	390,209	45,491	344,718	40.7	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職(係長-係員間)
344,985	45,340	299,645	35.0	317,077	37,950	279,127	35.0	

3 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。  
 4 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

100 人 以上 1,000 人 未 満				50 人 以上 100 人 未 満				備 考
きまって支給する給与	うち時間外手当	所定内給与	平均年齢	きまって支給する給与	うち時間外手当	所定内給与	平均年齢	
(A)	(B)	(A-B)	歳	(A)	(B)	(A-B)	歳	
628,500	0	628,500	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長
666,694	7,601	659,093	50.8	765,191	15,666	749,525	50.8	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
575,903	8,521	567,382	51.1 *	568,752	54,995	513,757	51.1 *	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
633,552	16,464	617,088	47.7	494,859	30,370	464,489	47.7	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
482,372	45,801	436,571	44.3 *	436,964	37,949	399,015	44.3 *	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職(課長-係長間)
467,970	82,580	385,390	42.2	424,328	66,397	357,931	42.2	係の長及び係長級専門職
408,252	64,178	344,074	35.5	343,230	49,157	294,073	35.5	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職(係長-係員間)
351,047	55,198	295,849	32.5	299,291	38,438	260,853	32.5	

3 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。  
 4 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。